様式第３号（第３－４－(1)関係）

県民意見の募集について

計画等の案の名称	静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正
意見募集の趣旨	青少年教育施設は、団体宿泊訓練または野外活動その他の自然に親しむ活動を通じて、青少年の健全育成その他社会教育の振興に寄与することを目的として設置されています。 静岡県においては、県立の青少年教育施設を４施設設置しておりましたが、施設の老朽化や利用者数の大幅な減少等施設をとりまく環境が変化したことに伴い、静岡県立青少年教育施設の運営体制を見直すこととしました。 現在静岡県立観音山少年自然の家の利用を計画している小中学校等への影響を考慮し、令和９年11月末日をもって利用者の受入れを停止の上、令和10年４月１日から静岡県立観音山少年自然の家を廃止します。 このため、広く県民の皆様から見直しに対する御意見を募集します。
意見の提出期間	令和８年10月29日（木）から令和８年11月30日（月）まで
意見の提出方法	・持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法で意見を提出してください（任意様式）。※郵送の場合は11月30日（月）当日消印有効 ・電話での御意見は御遠慮願います。 ・いただいた御意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。
意見の提出先	１　持参又は郵送の場合 〒４２０－８６０１ 静岡市葵区追手町９番６号 静岡県教育委員会社会教育課（県庁西館８階） ※持参の場合は、午前９時から午後５時まで（「静岡県の休日を定める条例」第１条第１号各号に定める休日（土曜日、日曜日及び祝日）を除く ２　電子メールの場合 kyoui_shakyo@pref.shizuoka.lg.jp
問い合わせ先	静岡県教育委員会　社会教育課　青少年育成班 電話番号　０５４－２２１－３７０３
備考	いただいた意見に対する県の考え方は、類似する意見をまとめた上で県のホームページ等でお示しします。 意見を提出された方、お一人ひとりに回答はいたしませんので御了承ください。 パブリック・コメント制度では、提出された意見の「量」ではなく「内容」を考慮します。同一内容の意見が多数提出された場合であっても、その数が考慮の対象となる制度ではありません。